

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2014年7-8月号 | No. 7-8/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 統計 2013

PCT 年次報告（2014年版）

PCT 年次報告（2014年版）では、2013年のPCTの活動及び進展が要約され、PCT出願に関する包括的な統計（上位国、上位出願人、上位技術分野ごとの出願数を含む）、2013年の国際特許制度の実績に関する統計、2012年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。2014年版には、大学や公的研究機関がPCT制度をどのように利用しているかについて調査した特別のテーマを設けており、大学や公的研究機関からのPCT出願に関する統計の詳細な内訳を含みます（16ページ参照）。

PCT 年次報告の英語 PDF 版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

また、上記ウェブサイトには、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報をご利用いただけます。なお、本報告の仏語とスペイン語版は準備中です。

- グラフや表のイメージ（タイトル、出典及び注記）
- グラフや表の詳細なデータ

委任状の放棄

PCT 規則 90.4(d) 及び 90.5(c) に基づく通知（フランス）

受理官庁としての国立工業所有権機関（フランス）は、2014年6月2日から別個の委任状又は包括委任状の写しを提出するための、PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄することを国際事務局に通知しました。しかし、別個の委任状又は包括委任状の写しが必要とされる特別な場合は次のとおりです。

- 代理人が
 - 知的財産法 L.422-5 に示された者
 - 契約上、出願人に拘束された企業又は公的機関
 - 専門性の高い機関
- 代理人として活動する事に関し疑義がある場合
- 共通の代表者の場合

国際段階で代理人又は共通の代表者が取下げ通知を提出する際には委任状が常に求められることにご注意ください（PCT 規則 90.4(e) 及び 90.5(d)）。

委任状の放棄についての背景情報は *PCT Newsletter* 2004 年 1 月号の 2 ページに記載されています。また、委任状の要件を放棄することを WIPO に通知した官庁（又は機関）の一覧（下記のサイト）が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

PCT 出願人の手引 附属書 C（FR）が更新されました。

ePCT アップデート

ePCT システム（Version 2.11）が 2014 年 6 月 25 日にリリースされました。いくつかの新機能を以下に示します。

ePCT（出願人・第三者向け）

ファイル表示の分離

国際事務局に提出された書類や受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関に提出された書類を区別するためのタブが導入されました。

アクション機能やドキュメントアップロードのための署名

アクション機能やドキュメントアップロード機能で提出する際、出願人（又は代理人）の署名が必須となりますが、現在、署名欄には以下の 3 つのオプションがあります。

- 現在のユーザが出願人／代理人であり、テキスト署名を入力する
- 現在のユーザが出願人／代理人ではないが、出願人／代理人のイメージ署名を含むファイルを利用できる
- 現在のユーザが出願人／代理人ではないが、アップロードされる予定の書類の一つに出願人／代理人の署名を含む

ePCT アクション機能

以下のような多くの ePCT アクション機能が改善されました。

- 以下の ePCT アクション機能では、即座に提出する必要がなくなり、下書きとして保存可能：
 - ePCT アクション機能を利用して作成された PCT 規則 4.17 に基づく申立て
 - ePCT プライベートサービスで作成された先行技術文献に関する見解
 - ePCT パブリックサービスで作成された先行技術文献に関する第三者情報提供
- アクションが提出前に閲覧された場合、その閲覧の日時をページの左上の隅にすかしで表示
- “国際予備審査請求書（第 II 章）の提出” アクション機能の改善：
 - 特定の状況において手数料の減額が適用
 - “ISA 見解書に対する答弁書” を国際予備審査請求書に添付可能
 - 国際予備審査請求は全公開言語で利用可能（今後リリース予定のアラビア語を除く）

ePCT 出願

ePCT 出願を利用する出願人／代理人向けに、以下の新機能が導入されました：

- 明細書、請求の範囲、要約それぞれの PDF ファイルを別個に添付する代わりに、それらを一つにまとめた PDF ファイルを添付可能
- XML 形式による出願一式を添付可能
- 新国際出願に関する画面に、同日の補充を提出するための残り時間を表示（出願をした受理官庁が ePCT ドキュメントアップロードを利用して書類をアップロード可能な官庁である場合）
- 優先権主張が優先日から 12 ヶ月以内であるが、優先権の回復を請求するための欄にチェックしている場合に、新たな警告を表示
- 特定の状況における調査手数料の減額の計算
- 願書様式、手数料計算用紙、申立てのプレビュー機能の改善
- ePCT 出願を利用する現在のユーザにより提出された全出願を検索する新しい機能

ePCT (Version 2.11) で導入された、出願人・第三者向け ePCT の新しい機能についての詳細情報、及び、将来予定されている新しい機能についての情報は、次のリンク先の “What’s New in ePCT V2.11 for Applicants and Third Parties” でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf

ePCT パブリックサービスとプライベートサービスの利用に関する詳細情報は、次のリンク先の *ePCT User Guide for Applicants and Third Parties* をご覧ください：

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

また WIPO ユーザアカウント（ePCT パブリックサービス、プライベートサービスを利用する際に必要）の作成と電子証明書（ePCT プライベートサービスを利用する際に必要）のアップロードに関する詳細は、次のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_getting_started.pdf

ePCT（受理官庁・国際機関向け）

ePCT (Version 2.11) に導入された官庁向け ePCT の変更に関する情報は、関係官庁に送付され、次のサイトの “What’s New in ePCT V2.11 for Offices” にも概要が述べられています：

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

官庁向け ePCT の詳細情報は、次のリンク先の *ePCT Office User Guide* をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_user_guide.pdf

WIPO 官庁ユーザアカウントの作成や電子証明書のアップロードに関する詳細は、次のリンク先をご参照ください：

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/pdf/epct_office_getting_started.pdf

国際出願の電子出願及び手続**欧州特許庁**

国際予備審査機関としての欧州特許庁（EPO）は、2014年6月30日から、“PCT-DEMAND”プラグインを含むEPOオンライン出願ソフト（eOLF）から電子形式で提出された国際予備審査請求を受理し手続を行う用意があることを国際事務局に通知しました。

EPOは、2014年4月22日に、eOLFのユーザがPCTに関する中間書類（国際予備審査請求を除く）の提出やPCTのすべての手続きに関する手数料のEPO（受理官庁、国際調査機関、補充国際調査機関、国際予備審査機関として）に対する支払いを可能にするeOLFの新しい機能を導入しました（PCT Newsletter 2014年5月号の2ページ参照）。

詳細はEPOのウェブサイトをご覧ください：

<http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/documentation.html>

リトアニア：PCT 経由の国内ルートの開鎖についてのお知らせ

PCT Newsletter 2012年2月号でお知らせしたように、リトアニアは2014年9月4日付けでPCT経由の国内ルートを閉鎖します。したがって、リトアニアへ国内段階移行することができなくなり、リトアニアでの保護を希望する出願人は欧州特許庁に対して広域段階に移行することになります。なお、リトアニアは2004年12月1日付けで欧州特許条約（EPC）に加盟し、その日以降の国際出願は自動的に欧州特許のためのリトアニアの指定を含みます。

PCT 最新情報

- BE：ベルギー（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
- BN：ブルネイ・ダルサラーム（官庁の名称、所在地とあて名、電話番号、Eメールとインターネットアドレス）
- CA：カナダ（代理人に関する要件）
- EC：エクアドル（FAX、所在地とあて名、電話番号、Eメールとインターネットアドレス）
- GE：グルジア（管轄国際調査及び予備審査機関）
- GR：ギリシャ（所在地とあて名）
- IE：アイルランド（Eメールによる通知、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出）
- IS：アイスランド（手数料）
- MX：メキシコ（代理人に関する要件）
- PL：ポーランド（Eメールアドレス）
- US：アメリカ合衆国（管轄国際調査及び予備審査機関）

調査手数料（オーストラリア特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

PCT 関連資料の最新／更新情報**PCT 規則の修正（中国語、日本語）**

2013年9月23日～10月2日にジュネーブで開催されたPCT同盟総会で2014年7月1日

発効の PCT 規則改正提案が採択されました(詳細は *PCT Newsletter* 2014 年 2 月号を参照)。

2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF 形式でアラビア語、英語、仏語、独語、ポルトガル語、スペイン語に加え、中国語、日本語でご利用いただけます。

(中国語) http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs.pdf

(日本語) http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct_regs.pdf

英語、仏語、スペイン語版は HTML 形式でもご利用いただけます。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/rtoc1.htm>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/rules/rtoc1.htm>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/rules/rtoc1.htm>

PCT 出願人の手引

*PCT 出願人の手引*の PCT 国際段階の詳細情報が記載された“国際段階の概要”がスペイン語でご覧いただけます。国際事務局はこの翻訳を行ったスペイン特許商標庁に心から感謝いたします。

<http://www.wipo.int/pct/es/appguide/>

*PCT 出願人の手引*の英語及び仏語版は現在 2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正の反映作業中であり、その他の更新と共にまもなく公開されます。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての以下の機関との間の ISA 及び IPEA としての機能に関する 2014 年 7 月 1 日発効の改正された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

AT オーストリア特許庁
US 米国特許商標庁

(AT : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_at.pdf

(AT : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_at.pdf

(US : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_us.pdf

(US : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_us.pdf

WIPO 国際事務局と国立工業所有権機関（チリ）との間の PCT 国際調査及び予備審査機関としての機能に関する 2014 年 10 月 22 日発効の取決めが 2014 年 6 月 19 日付け公示（PCT 公報）に掲載されました。

（英語） http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

（仏語） http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf

2014 年 10 月 22 日以降、ISA 及び IPEA の取決めについて紹介するページ
（http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html）からご覧いただけます。

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の附属書 F の附属文書が改正され、2014 年 7 月 1 日から発効します。この改正は、現在の国際予備審査請求書（PCT/IPEA/401）をレンダリングするための要求を取り入れるものです。

2014 年 7 月 1 日発効の実施細則の全文は次の PCT ウェブサイトで、英語及び仏語の PDF 形式でご覧いただけます。

（英語） http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd.pdf

（仏語） http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd.pdf

PCT 国際調査・予備審査ガイドライン

PCT 国際調査・予備審査ガイドラインは現在 2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正の反映作業中です。更新されたガイドラインは、英語と仏語でまもなく PCT ウェブサイトに公開されます。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の英語版が 2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正を反映させ 2014 年 7 月 2 日に更新され以下のリンク先でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf

PCT 様式（独語）

PCT Newsletter 2014 年 5 月号に掲載した情報に加え、以下の編集可能な PCT 様式が、英語と仏語に加え、独語でご利用いただけます。国際事務局はこれらの様式の翻訳を行った欧州特許庁に心から感謝いたします。

PCT/RO/158 (優先権の回復請求を拒否する用意がある旨の通知及び／又は申立てその他の証拠の提出命令)

http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/editable/ed_ro158.pdf

PCT/RO/159 (優先権の回復請求についての決定通知書)

http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/editable/ed_ro159.pdf

PCT/ISA/220 (国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書)

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/isa/isa220.pdf>

PCT/IPEA/409 (特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第II章))

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/ipea409.pdf>

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

国際段階や国内段階における手続き、PCT 最新動向、ePCT での出願や出願管理に関する上級者向け PCT セミナーを 2014 年 10 月 9 日及び 10 日にジュネーブの WIPO 本部で開催します。本セミナーは PCT 制度に精通している特許管理者、弁理士事務所員やユーザ向けで、講演者には WIPO の PCT 法務部、PCT ビジネス開発部、PCT 事業部から経験豊富なスタッフが参加予定です。下記ウェブサイトにて、プログラム (時間やトピックス) やその他のお知らせ、オンライン登録フォームがございます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33504

本セミナーの登録は無料ですが、参加者は 45 人限定となっています。ご希望の方は、2014 年 9 月 19 日までに登録を行ってください。セミナーの詳細は次のアドレス宛に電子メールを送付頂ければご連絡いたします : pct.our@wipo.int

実務アドバイス

共通の代理人が選任されていない場合の、願書様式における出願人の記載順の重要性

Q: 私は中国の国民で居住者である出願人です。もう一人の中国の国民で居住者の者と共に、代理人を通して受理官庁としての中華人民共和国国家知識産権局 (RO/CN) に国際出願をしました。しかし、その代理人は選任を放棄してしまい、本出願について代理人がいなくなりました。当方は PCT 出願に経験が浅いので、新たに代理人を選任したいと思っています。ところが、共同出願人は当方の選んだ代理人には賛同せず、他の代理人を選任したい意向です。それぞれ別々に 2 人の代理人をたてることは可能でしょうか。もし可能なら、どちらの代理人が本国際出願に関して行動を取る資格があるのでしょうか。

A: “共通の代理人”として複数の出願人を代表して同じ代理人¹を選任する方が一般的に便利であり費用を抑えることもできますが、国際出願において、共同出願人により選任された代理人ではない代理人を選任することは可能です。しかし、本出願に関し行動を取る資格がある“記録された代理人”としてみなされるは一人のみであることにご注意ください。主となる代理人とみなされる代理人は、貴殿あるいは共同出願人のどちらの出願人が共通の代表

¹ 複数の代理人を一つのグループとして選任する場合もある

者としてみなされるのかにより決定されることとなります。

もし何れの出願人も、他方が出願人によって国際出願のための共通の代表者として選任されていないのであれば、PCT 規則 19.1 に従い、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願をする資格がある、願書様式に最初に記載された出願人が共通の代表者としてみなされる（“みなされた共通の代表者”）ことが PCT 規則 90.2(b)に規定されています。本件では双方が RO/CN に出願をする資格があるので、みなされた共通の代表者は、願書様式に最初に記載された方になります。もし貴殿が最初に記載されているのであれば、貴殿がみなされた共通の代表者となり、貴殿が選任した代理人が記録された代理人とみなされます。一方、もし共同出願人が最初に記載されていれば、共同出願人がみなされた共通の代表者となり、共同出願人により選任された代理人は、共同出願人の代わりに行動する資格があります。何れにせよ、出願手続を行なう人は、PCT の手続きを十分理解していることが大変重要ですので、貴殿および共同出願人が、本国際出願のための代理人をできるだけ早く選任することを強くお勧めします。

出願人の中には願書様式に記載する出願人の順番が重要であると認識していない方もいます。もし、出願のためのみなされた共通の代表者として意図しない者を最初に記載してしまったのであれば、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請をすることによって変更できます。しかし、そのような要請の性質により、その時点で最初に記載された出願人の同意（例えば、その要請に署名をすることによって）が必要となります。

貴殿が願書様式に最初に記載された出願人であり、（貴殿が RO/CN に対して国際出願をする資格があることを考慮し）みなされた共通の代表者であると仮定した場合であっても、次のことに注意することが必要です。PCT 規則 90 の 2 に基づくいかなる取下げに関しても、取下げ通知において共同出願人又は共同出願人の選任した代理人によっても署名されなければ、貴殿も貴殿が選任した代理人も当該取下げの効力を生じさせる資格はありません（PCT 規則 90 の 2.5）。しかし、貴殿又は貴殿の代理人は、PCT 第 19 条に基づく補正の提出、国際予備審査請求書の提出、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請（上記パラグラフに言及された例外を参照）のような他の行動は、他の出願人の署名を必要とせず行う資格があります。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧